

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	大蔵遺跡保護保存整備業務委託	令和 8 年 5 月 1 日から 8 月 31 日まで	公益社団法人 五泉市 シルバー人材センター 五泉市太田 1092 番地 1	令和 8 年 5 月 1 日	101,700 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
2	視後平の滝保護保存整備業務委託	令和 8 年 5 月 1 日から 10 月 31 日まで	公益社団法人 五泉市 シルバー人材センター 五泉市太田 1092 番地 1	令和 8 年 5 月 1 日	194,500 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
3						
4						
5						
6						